

株式会社 Casa

証券コード：7196

第11回定時株主総会招集ご通知

■ 日時

2024年4月26日（金曜日）午前10時

（受付開始：午前9時15分）

■ 場所

東京都新宿区西新宿8丁目17番1号

住友不動産新宿グランドタワー 5階

ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

■ 決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役1名選任の件

株主の皆様へ

平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

ここに、第11回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

2023年6月に株式会社GoldKey Co.,LtdがCasaグループに加わりました。GoldKey社が持つ不動産業務の知見とIT技術力、並びにリソースを活用し、デジタル化が進む市場の変化をビジネスチャンスと捉え、不動産管理会社や不動産オーナー向けに新たな付加価値サービスを展開しております。テクノロジーを通して社会に新しい価値を創出することで、人々の豊かな社会を実現してまいります。

私たちの強みは、従業員一人ひとりが常に探求心を持っていることにあります。強みを生かし、企業価値の向上と持続的な成長に向けて努力してまいります。

株主の皆様には、引き続きご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

代表取締役社長
宮地 正剛

企業理念

Casaは

人々の健全な住環境の維持と

生活文化の発展に貢献し、

豊かな社会を実現します。

誰もが安心して住める社会へ

不動産賃貸市場の全ステークホルダーと共に未来へ

Casa

家賃保証 サービス

- 住居用家賃保証
- 事業用家賃保証
- 集金代行
- 付帯サービス



COMPASS

自主管理家主の 集客活動

- 賃貸管理サポート
- WEBマーケティング
- セミナー開催
- オウンドメディアの運営



Goldkey

システムの 企画・開発

- 入居者アプリの開発
- テナント物件サイトの運営
- システムの企画開発
- DX導入コンサルティング



重点施策

財務向上の取り組み	重点施策	主要KPI
<p>売上高</p> <p>エリアの拡大</p> <p>営業人員の増加</p>	<p>営業エリアを網羅的にカバーすることで、新規代理店の獲得や既存代理店の利用率の向上</p> <p>営業人員の増加により営業機会のロス削減や代理店へのフローを高める</p>	<ul style="list-style-type: none">新規契約の増加新規代理店の獲得新規出店数営業人員の新規採用人数
<p>売上原価</p> <p>滞納発生の抑制</p> <p>回収率の向上</p> <p>訴訟・処分費用の圧縮</p>	<p>全申込みに対して、信用情報を活用したオペレーションに変更。これにより、期末時点での滞納率や回収率を改善することを目指す</p> <p>コールセンターを重視した回収オペレーションを構築し中期・長期延滞に既存社員をシフト。求償債権の圧縮を図る</p> <p>訴訟専任の事務担当による効率化と長期化を防止するオペレーションを構築し立替残高・訴訟費用の圧縮を図る</p>	<ul style="list-style-type: none">滞納発生率信用情報審査の浸透率債権分類ごとの回収率訴訟の依頼件数訴訟期間
<p>販管費</p> <p>採用強化</p> <p>基幹システムのリリース</p>	<p>売上拡大・システムの安定稼働に向けた採用強化</p> <p>(2024年2月に基幹システムのカットオーバー) 顧客満足度の向上及びオペレーションコストの削減</p>	<ul style="list-style-type: none">採用人員数採用費用運用コストの費用残業時間の圧縮

COMPASS



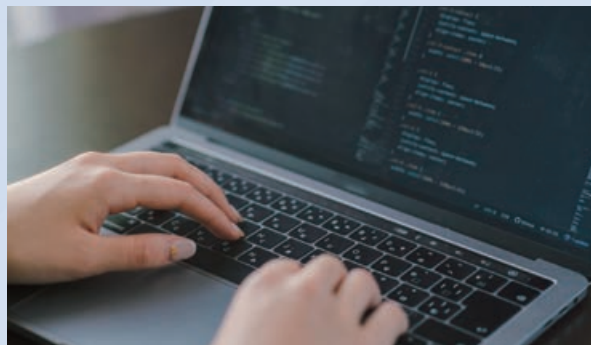
不動産市場の変化に対応し、IT技術を活用した新たなサービスを提供しています。築20年以上の物件における価値下落などの課題に焦点を当て、業界のイノベーターとして安心して利用できる不動産取引の未来を切り拓いています。

オーナー向けサービス



- 設備トラブル対応
- 近隣トラブル対応
- 家財保険
- 家賃保証

Goldkey



成長著しい不動産テック市場において、国内トップの地位を目指しています。「入居者の快適な生活のために、高品質かつ付加価値の高いサービスを提供する」というミッションを掲げ優れた不動産事業とシステム開発事業を展開しています。

Webアプリ開発



- 入居者アプリの開発
- テナント物件サイトの運営
- システムの企画開発
- DX導入コンサルティング

グループ全体の成長ストーリー

成長ストーリー

Casaグループは、Casaが管理会社向けに家賃保証事業を、COMPASSが自主管理家主向けに賃貸経営サービスを提供しています。これにより、グループ全体として「誰もが安心して住める社会」を実現する使命に取り組んでいます。さらに、GoldKeyをグループに組み入れることで、COMPASSの家主に関する課題解決やグループ間のシステム企画開発を通じて、Casaグループの成長をリードしています。

Casa

賃貸管理会社の要求は業務効率化とコスト削減。手数料だけでなく、賃借人・家主・管理会社との接点を活用したツールを提供。

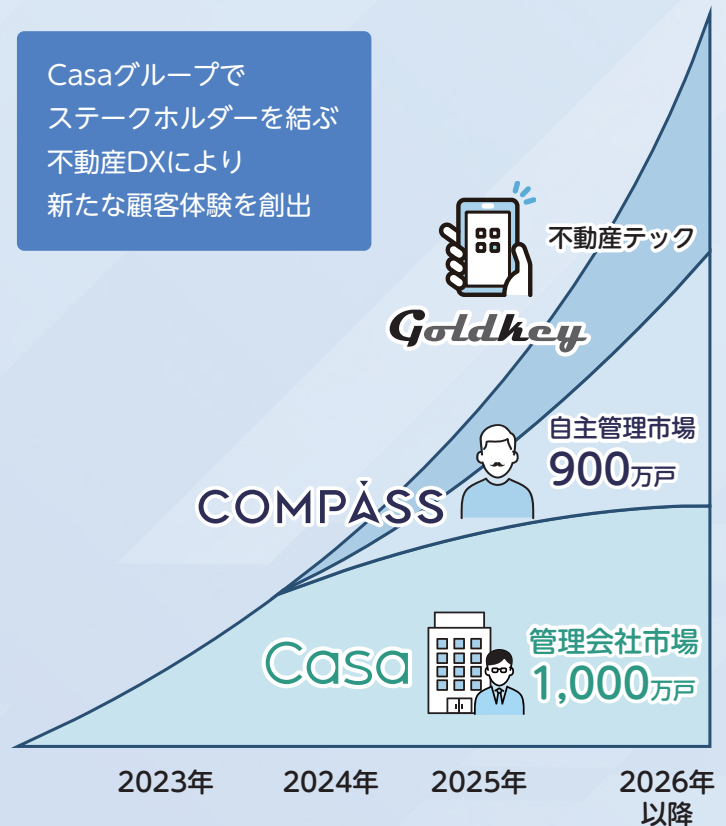
COMPASS

自主管理市場での成長を目指し、40万人の家主と900万の賃貸契約に焦点を当てる。家主向けサービスの向上により、自主管理家主に便利なサービスを提供。

GoldKey

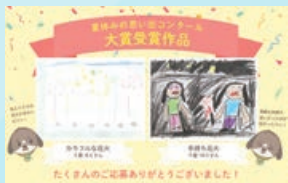
不動産DXサービスの本格化を目指して、入居管理アプリを管理会社・自主管理家主向けに本格販売。事業の拡大化を図り更なる多様化に取り組む。

Casaグループで
ステークホルダーを結ぶ
不動産DXにより
新たな顧客体験を創出



出所：全国賃貸住宅新聞社発行「賃貸管理市場データブック2021-2022」

養育費保証



- ありがとうキャンペーン
- 親子写真イベント
- オーストラリア動物園めぐり



- 新たに集金サービス付き保証プラン「こども未来with」
- お部屋さがし [Kari flower]



ひとり親総合情報サイト「Feliz」代表のシンママインフルエンサー、Chumiさんとの協働



弁護士、FP、協力団体とのセミナー開催



イベント開催

ママスマ



サービス開発



イベント開催



インスタ

Facebook/Instagram 広告用のバナー

営業活動



メディア活用



情報配信

子ども家庭庁創設に関するアンケート



自治体連携

福岡県飯塚市と連携協定・大阪市と連携協定



アライアンス

離婚テックサービスRe:Conと提携を開始



情報配信

養育費受け取りに関するアンケート調査

飯塚市 × 養育費保証 PLUS



Re:con × 養育費保証 PLUS





E 環境 Environment

ペーパーレス化と
フードバンク団体との連携による
CO₂の削減

- FAXや紙による契約が主流の不動産業界で、DXによるオンライン化で業務を効率化。
- フードバンク団体にスポンサーとして参画、入居者への食糧支援を実施。



S 社会 Society

家賃保証、養育費保証を通じて
安心な住環境の実現

- 入居者及びひとり親や子供に安心な暮らしを提供することで健全な住環境を維持。



G 統制 Governance

法令遵守、情報管理の強化による
透明性の高い経営の実現

- 有識者、警察OBを招きコンプライアンス・リスクマネジメント委員会の運営や研修を通じて、態勢を強化。

ESGデータ

労働者に占める女性の割合

(全国平均：正社員46.6%、パート42.0% 厚生労働省)



正社員： **36.6%**
パート： **85.7%**

2024年1月末時点

女性リーダーの割合

(全国平均：24.1% 内閣府)



31.3%

2024年1月末時点

非正社員の割合

(全国平均：13.9% 内閣府)



22.4%

2024年1月末時点

男女別の育児休業取得率

(全国平均：男性17.1%、女性80.2% 厚生労働省)



男性： **100%**
女性： **100%**

2024年1月末時点

年次有給休暇の取得率

(全国平均：男性56.5%、女性62.1% 内閣府)



男性： **70.1%**
女性： **94.6%**

2024年1月末時点

離職率

(全国平均：11.9% 厚生労働省)



正社員： **13.1%**

2024年1月末時点

株 主 各 位

証券コード 7196
2024年4月11日
電子提供措置の開始日 2024年4月 4日

東京都新宿区西新宿二丁目6番1号

株 式 会 社 C a s a

代表取締役社長 宮地正剛

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://casa-inc.co.jp/ir/>



（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「株式について 株主総会」「第11回定時株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/7196/teiji/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「Casa」又は「コード」に当社証券コード「7196」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット等又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年4月25日（木曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年4月26日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時15分）
 2. 場 所 東京都新宿区西新宿8丁目17番1号 住友不動産新宿グランドタワー 5階
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第11期（2023年2月1日から2024年1月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第11期（2023年2月1日から2024年1月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役1名選任の件

以 上

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ・本株主総会に関しましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。

ただし、次に掲げる事項は、法令及び当社定款の規定に基づき、当該書面には記載しておりません。

(1) 連結計算書類の連結注記表

(2) 計算書類の個別注記表

したがいまして、当該書面は、会計監査人又は監査役が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

- ・株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

事業説明会のご案内

本株主総会終了後に同会場において「事業説明会」を開催いたします。最近の経営状況、今後の展望などについてご説明したうえで、皆様からのご質問にもお答えしたいと存じます。

なお、事業説明会及び本株主総会運営に変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://casa-inc.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

株主総会ライブ配信のご案内

当日、株主総会の模様をインターネットによりライブ配信いたします。

配信日時

2024年4月26日（金曜日）午前10時から

視聴方法

- 1 パソコン又はスマートフォン等で以下のアドレスにアクセスしていただくか、以下の二次元コードを読み込んでいただき、視聴用ウェブサイトへアクセスをお願いいたします。

<https://7196.ksoukai.jp>



- 2 ID及びパスワードを入力してログインをお願いいたします。

ID

お手元の議決権行使書用紙に記載されている**株主番号**

パスワード

株主様のご登録住所の**郵便番号**

ご視聴にあたっての注意事項

- ・ライブ配信をご視聴される株主様は、株主総会にご出席いただく場合と異なり、**ご視聴中に議決権行使やご質問、動議の提出はできません。**書面又はインターネット等による事前の議決権行使をお願いいたします（12～13ページをご参照ください。）。
- ・**インターネット接続環境及び回線の状況等により、ご視聴いただけない場合がございます。**
- ・ご視聴は、**株主様ご本人に限定させていただきます。**
- ・ライブ配信の写真撮影、録音、録画、第三者による視聴、SNS等での無断公開等は固くお断りいたします。
- ・ライブ配信をご視聴いただく際の通信費用等は株主様のご負担となります。
- ・やむを得ない事情により、ライブ配信を中止する等、予定を変更する場合がございます。
その場合は、当社ウェブサイト（**アドレス <https://casa-inc.co.jp/ir/>**）にてお知らせいたします。

株主総会にご出席される株主様へのご案内

ライブ配信用の会場内の映像につきましては、株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみとさせていただきますが、やむを得ずご出席の株主様が映り込んでしまう場合がございます。また、株主様からの質問等の音声につきましては、そのまま配信させていただきます。予めご了承ください。

ライブ配信に関する
お問い合わせ

株式会社ブイキューブ コールセンター

電話 **03-4335-8076** 受付期間 2024年4月26日（金曜日） 午前9時から株主総会終了まで

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つのいずれかの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2024年4月26日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時15分）

場所 住友不動産新宿グランドタワー5階
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

書面（郵送）により議決権を行使される場合



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2024年4月25日（木曜日）午後6時到着分まで

- ① 各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。
- ② 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面の提出が必要となりますのでご了承ください。

インターネットにより議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限 2024年4月25日（木曜日）午後6時入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ インターネット等と書面双方で議決権行使された場合は、インターネット等を有効とします。
- ④ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスし、画面の案内に従ってご行使くださいますようお願い申し上げます。

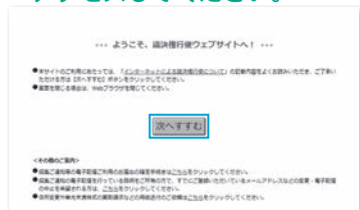
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>



バーコード読取機能付のスマートフォン又は携帯電話を利用して右上の2次元コードを読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちのスマートフォン又は携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

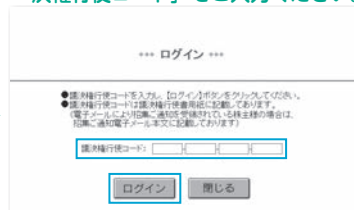
議決権行使期限：2024年4月25日（木曜日）午後6時入力完了分まで

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- ・「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- ・「議決権行使コード」を入力
- ・「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- ・「パスワード」を入力
- ・実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
- ・「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
フリーダイヤル **0120-652-031** (受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様へ

議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金の処分の件

当社は事業拡大による企業価値の向上を最重要政策に位置付けるとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績、財務状況及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金 30円00銭 配当総額 301,670,280円
剰余金の配当が効力を生じる日	2024年4月30日

第2号議案**定款一部変更の件**

1. 提案の理由

当社は、「こどもの未来を守る」ことを目的として、養育費保証事業を行ってまいりました。同目的に資する、ひとり親家庭の経済的自立を促進する取り組みの一環として、新たに職業紹介事業を開始することに伴い、現行定款第2条（目的）に次のとおり目的事項を追加するものであります。

2. 変更の内容

（下線は変更箇所を示します。）

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、当会社に関わる全ての人々の「住」の確保と「幸せ」を支援するため、次の事業を営むことを目的とする。 1.～21. （条文省略） <新設> <u>22.</u> 前各号に付帯する一切の業務	(目的) 第2条 （現行どおり） 1.～21. （現行どおり） <u>22.</u> 職業紹介事業 <u>23.</u> 前各号に付帯する一切の業務

第3号議案

取締役1名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため取締役1名を増員することとし、その選任をお願いするものであります。
取締役候補者は次のとおりであります。

いいだ あこ
飯田 亜子

(1985年4月1日生)

所有する当社の株式数 ……………0株

新任

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

- 2011年 4月 有限責任あずさ監査法人入所
- 2014年 8月 公認会計士登録
- 2022年 1月 飯田亜子公認会計士事務所 代表（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

飯田亜子氏は、公認会計士として監査業務を通じて数多くの上場企業のコーポレート・ガバナンスを見てきております。この経験並びに会計監査及び内部統制に関する高度な知見を活かし、客観的な立場から有用な助言等をいただけることを期待し、当社の更なる成長と発展のために、社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 飯田亜子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 飯田亜子氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。
4. 当社は、飯田亜子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づく義務違反、委託信任関係に違背する行為、任務懈怠行為等を理由として損害賠償請求を受けた場合の、損害賠償金額、和解金、訴訟費用等の損害を、当該保険契約により填補することとしております。飯田亜子氏が取締役に選任された場合、その被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 飯田亜子氏の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

以上

(ご参考)

第3号議案が承認されたのちの経営体制及びスキル・マトリックス

氏名	地位	社外	経験・専門性					
			企業経営	財務会計	法務・コンプライアンス	内部統制・リスク管理	IT・テクノロジー	営業・マーケティング
宮地正剛	代表取締役社長		○				○	○
松本豊	取締役営業本部長兼 首都圏営業部長							○
鹿島一郎	取締役顧客管理本部長				○			
打込愛一郎	取締役	●	○	○			○	
嶋田一弘	取締役	●	○	○			○	
飯田亜子	取締役	●		○			○	
海老澤嘉	常勤監査役				○	○		
宮崎良一	監査役	●	○	○				
廣田聡	監査役	●			○	○		

各経験・専門性の選定理由

項目	選定理由
企業経営	持続的な成長戦略を策定し、当社の中長期的な成長を実現するためには、不確定な将来を見通し、大きく変化する事業環境の中で適切かつ迅速・果断な意思決定を行うことのできる能力と企業経営の経験を有する取締役等が必要である。
財務会計	正確な財務報告及び強固な財務基盤の構築、持続的な企業価値向上に向けた成長投資の推進と株主還元の実現する財務戦略の策定には、財務・会計分野における確かな知識・経験を有する取締役等が必要である。
法務・コンプライアンス	上場企業として、また社会性が極めて高い当社事業においては、法令遵守、コンプライアンスが強く要請され、そうした知識と経験を有する取締役等が必要である。
内部統制・リスク管理	適切な内部統制の確立は、持続的な企業価値向上の基盤であり、取締役会における経営監督の実効性向上のためにも、コーポレート・ガバナンスやリスク管理分野で確かな知識・経験を持つ取締役等が必要である。
IT・テクノロジー	テクノロジーを駆使した業務効率化、ステークホルダーへの高度なサービスの提供、また、セキュリティ対策やシステムの一層の安定稼働を実現するためには、テクノロジー・開発の知見を有する取締役等が必要である。
営業・マーケティング	不動産管理会社マーケットでの事業基盤の拡大、自主管理家主マーケット及び入居者への利便性の高い商品の提供を行うためには、営業・マーケティングの知見・経験を有する取締役等が必要である。

事業報告 (2023年2月1日から2024年1月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、社会経済活動の制限の緩和が進みつつあり、個人消費や設備投資には持ち直しの兆しが見られます。しかし、物価の上昇や急激な為替変動、世界的な金融引き締めによる経済活動の減速などの懸念もあり、先行きについては依然として不透明な状況が続いております。

当社グループの関連する賃貸不動産市場におきましては、賃貸住宅の2023年2月から2024年1月までの新設住宅着工戸数は前年同期間と比べ△0.4%で微減となっておりますが、賃貸住宅の建設・購入に係る融資の新規貸出件数は増加傾向にあり、引き続き賃貸住宅市場は活況を保っております。

このような状況下で、当社グループは、家賃保証サービスを提供する株式会社Casa、自主管理オーナー向けにサービスを提供する株式会社COMPASS、賃貸不動産事業のDXサービスを提供する株式会社GoldKey Co.,Ltdにより、不動産賃貸市場で多様なサービスを展開し、売上拡大を目指しております。

当連結会計年度においては、新規代理店の獲得強化や既存代理店の利用拡大、新規出店、オーナー獲得を実施したことで新規契約件数は、130,043件（前期比11.0%増）、新規代理店の獲得1,149社（前期比14.0%増）となりました。

新規契約のうち、大手・中規模管理会社向けの保証サービス「ダイレクトS」は12,581件（前期比49.4%増）、小規模管理会社向け保証サービス「ダイレクトワイド」は12,271件（前期比370.0%増）となりました。

事業用物件向けの保証サービスの新規契約は、サービス内容の拡充や市場の保証会社の利用拡大もあり8,583件（前期比15.7%増）と拡大しております。

売上原価においては、紹介手数料は販売強化により1,347,955千円（前期比23.1%増）となりました。貸倒引当金繰入額は、新規契約数の増加と保有契約件数の拡大により求償債権が増加しましたが、債権回収業務を強化したことで2,655,673千円（前期比9.5%増）となりました。

訴訟・処分費用は、債権回収を改善する過程で訴訟対象案件を減らし、長期案件の早期解決を図り1,032,152千円（前期比16.5%増）となりました。

営業活動の強化として、管理会社やオーナーの不動産管理業務における設備トラブルや近隣トラブルの解決サービスを提供し、業務負担の軽減を訴求しております。また、入居者のリスクを軽減するために、家財保険会社との提携を拡大し、さらには電力使用状況を活用した業界初の入居者見守り付き保証サービスも展開しております。

当社では、養育費保証を通じて、大阪市や福岡県飯塚市など各自治体と協定を締結し、ひとり親家庭等の自立支援に力を注いでまいりました。また、包括的な支援を提供するため、支援サービス会社との連携も積極的に進めております。認知拡大のためメディアの運営やインフルエンサーによるセミナーやフェアなどを通じて、情報を幅広く発信しております。このような取り組みを通じて、ひとり親家庭や離婚に関わる個々のニーズに対応するとともに、社会全体での理解と支援の向上に貢献してまいります。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は11,224,085千円（前期比9.1%増）、営業利益は786,757千円（前期比0.1%増）、経常利益は965,869千円（前期比7.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は605,155千円（前期比137.6%増）となりました。

なお、販売費及び一般管理費にのれん償却額289,430千円を計上しております。

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する 当期純利益
	112億24百万円	7億86百万円	9億65百万円	6億5百万円
前期比	9.1%増	0.1%増	7.9%増	137.6%増

② 資金調達の状況

当社は、運転資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、取引銀行2行と総額4,000,000千円の当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。

なお、当連結会計年度末における借入実行残高はありません。

③ 設備投資の状況

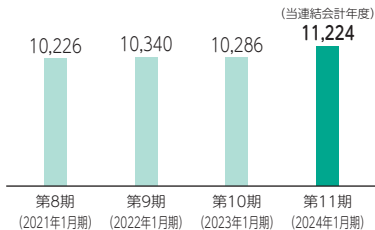
当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は244,940千円であります。その主なものは、基幹システムの導入費用などであります。

④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2023年6月6日付で、株式会社GoldKey Co.,Ltdの株式を追加取得し、連結子会社といたしました。

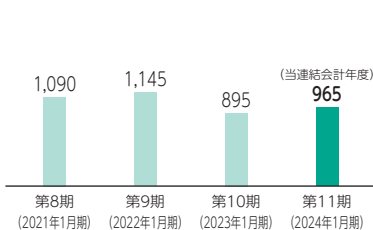
売上高

(単位：百万円)



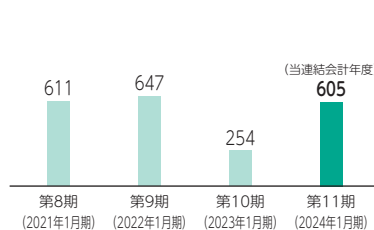
経常利益

(単位：百万円)



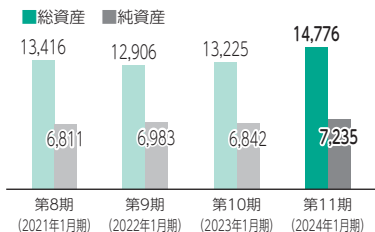
親会社株主に帰属する当期純利益/当期純利益

(単位：百万円)



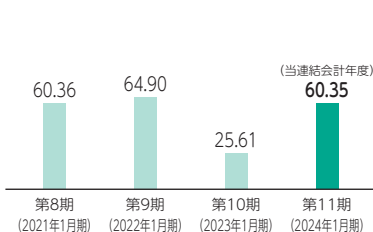
総資産/純資産

(単位：百万円)



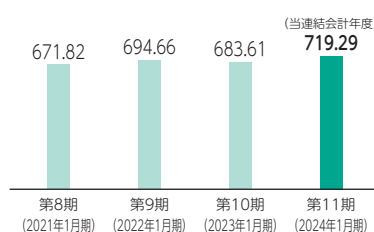
1株当たり当期純利益

(単位：円)



1株当たり純資産額

(単位：円)



(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分		第8期 (2021年1月期)	第9期 (2022年1月期)	第10期 (2023年1月期)	第11期 (当連結会計年度) (2024年1月期)
売上高	(千円)	10,226,855	10,340,983	10,286,065	11,224,085
経常利益	(千円)	1,090,065	1,145,809	895,186	965,869
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	611,066	647,479	254,738	605,155
1株当たり当期純利益	(円)	60.36	64.90	25.61	60.35
総資産	(千円)	13,416,799	12,906,892	13,225,345	14,776,887
純資産	(千円)	6,811,730	6,983,753	6,842,111	7,235,209
1株当たり純資産額	(円)	671.82	694.66	683.61	719.29

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第10期の期首から適用しており、第10期以降に係る数値は、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

2. 1株当たり当期純利益は期中平均株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。なお、期中平均株式総数及び期末発行済株式総数につきましては、自己株式数を控除して算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分		第8期 (2021年1月期)	第9期 (2022年1月期)	第10期 (2023年1月期)	第11期 (当事業年度) (2024年1月期)
売上高	(千円)	10,224,641	10,334,977	10,278,465	11,163,583
経常利益	(千円)	1,094,912	1,175,881	965,426	1,041,526
当期純利益	(千円)	616,093	677,807	243,963	699,188
1株当たり当期純利益	(円)	60.86	67.94	24.53	69.73
総資産	(千円)	13,430,850	12,891,566	13,257,713	14,677,646
純資産	(千円)	6,825,961	7,028,312	6,875,895	7,363,027
1株当たり純資産額	(円)	673.22	699.09	686.99	732.00

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第10期の期首から適用しており、第10期以降に係る数値は、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

2. 1株当たり当期純利益は期中平均株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。なお、期中平均株式総数及び期末発行済株式総数につきましては、自己株式数を控除して算出しております。

(3) 対処すべき課題

当社グループは、「人々の健全な住環境の維持と生活文化の発展に貢献し、豊かな社会を実現する」という企業理念に基づき、賃貸不動産市場における新しい価値創造を目指しております。お客様のご期待を常に上回るサービスを提供し、家賃債務保証を含めた新しいサービスを展開してまいります。

① 売上拡大に向けた戦略

保証契約の拡大のため、代理店の獲得と利用率の向上を目指します。そのために、新規エリアに出店し、市場の拡大を図ります。さらに、採用を強化することで、営業人員を増強し、積極的な営業展開を行います。

事業用は、居住用と比較し保証の利用率が低く、賃料も高い傾向があります。そのため、事業用の営業を効率的に行い売上拡大を図ってまいります。

また、自主管理家主向けには、従前の保証に加え、新たに入居者管理サービスを提供していきます。これにより、入居者の満足度の向上に寄与するとともに、家主市場のシェア拡大を目指します。

② 利益の拡大への取り組み

利益の拡大に向け、売上原価の圧縮に注力いたします。与信審査では信用情報機関の活用で滞納発生を抑制し、また、コールセンターを中心とした督促により業務効率及び回収率を向上させていきます。

さらに、訴訟手続きを迅速化し訴訟期間を短縮するために専任の訴訟事務担当者を配置します。これらの取り組みを通じて求償債権の削減を図ってまいります。

③ 基幹システム刷新に伴う課題対応

2024年2月にリプレイスした基幹システムの安定稼働と業務オペレーションの効率化を目指します。また、新基幹システムに依拠した業務プロセスに移行することで、現行の業務プロセスの改善を図ります。今後はオペレーション部門をコストセンターからプロフィットセンターへの移行を目指し、収益性の向上を目指します。

④ 社会課題の解決に向けた取り組み

こども家庭庁は「ひとり親家庭等に対する支援」として、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進しております。

当社グループは、この社会課題の解決に向けた取り組みの一環として、養育費保証事業を行っております。これまで各自治体と協定を締結し、ひとり親家庭の自立支援に力を注いできました。今後は仕事探しをサポートするための支援活動も展開していきます。また関連団体との連携及びメディアの運営、セミナー等を通じた幅広い情報発信も継続していきます。このような取り組みを通じて、引き続きひとり親家庭に対する社会課題の解決に貢献してまいります。

⑤ 人材の確保と育成

当社グループの持続的な企業価値向上のために、幅広い世代や多様な働き方に対応した人材の確保が必要であり、そのための採用活動を強化いたします。また、採用活動を推進していく一方で、従業員が中長期にわたって活躍するための教育・研修制度の充実や、柔軟な配置転換を進めてまいります。

⑥ コーポレート・ガバナンスの強化

コーポレート・ガバナンスのさらなる強化は、当社グループがステークホルダーからの信頼を確保し、安定した経営基盤を構築するために必要です。

経営に関わる意思決定の透明性と公正性を確保する体制を構築するとともに、組織の仕組みである内部統制機能を強化します。また、全社員に対する研修等を通じて法令遵守の意識教育を徹底いたします。

同時に情報セキュリティの強化に努め、データ漏洩や不正アクセス等のリスクを最小限に抑えてまいります。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社COMPASS	30,000千円	100.0%	不動産経営プラットフォームの提供 不動産取引に係る各種情報インフラの提供 不動産経営に係るコンサルティング事業
株式会社GoldKey Co.,Ltd	100,000千円	50.5%	マンション管理アプリ企画開発 IoTプラットフォーム開発運営

(注) 2023年6月6日付で、株式会社GoldKey Co.,Ltdの株式を追加取得し、同社を連結子会社といたしました。

(5) 主要な事業内容 (2024年1月31日現在)

家賃債務保証事業

(6) 主要な事業所 (2024年1月31日現在)

① 当社

名称	所在地
本社	東京都新宿区
札幌支店	北海道札幌市
仙台支店	宮城県仙台市
宇都宮支店	栃木県宇都宮市
高崎支店	群馬県高崎市
さいたま支店	埼玉県さいたま市
千葉支店	千葉県船橋市
横浜サテライト	神奈川県横浜市
静岡支店	静岡県静岡市
名古屋支店	愛知県名古屋市
大阪支店	大阪府大阪市
京都支店	京都府京都市
岡山支店	岡山県岡山市
高松支店	香川県高松市
福岡支店	福岡県福岡市

② 子会社

会社名	所在地
株式会社COMPASS	本社 (東京都新宿区)
株式会社GoldKey Co.,Ltd	本社 (愛知県名古屋市)

(7) 従業員の状況 (2024年1月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
291 (85) 名	4名減 (15名増)

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数（パートタイマー及び人材派遣会社からの派遣社員を含む。）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
274 (85) 名	11名減 (15名増)	43.5歳	10.0年

(注) 従業員数は就業員数（当社から社外への出向者を除く。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー及び人材派遣会社からの派遣社員を含む。）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年1月31日現在)

① 当社の借入先

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	33,000千円

② 株式会社GoldKey Co.,Ltdの借入先

借入先	借入額
株式会社名古屋銀行	86,228千円
株式会社愛知銀行	63,280千円
株式会社日本政策金融公庫	10,000千円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年1月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 20,000,000株
- ② 発行済株式の総数 11,350,500株
(注) 新株予約権の行使により、発行済株式の総数は50,400株増加しております。
- ③ 株主数 20,118名
- ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
リコーリース株式会社	1,391,950株	13.84%
ジャパンベストレスキューシステム株式会社	1,120,200	11.14
野村信託銀行株式会社 (投信口)	850,200	8.45
宮地 正剛	778,300	7.74
光通信株式会社	410,200	4.08
日本スタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	338,600	3.37
INTERACTIVE BROKERS LLC	135,700	1.35
住友不動産株式会社	123,800	1.23
三井住友信託銀行株式会社	120,000	1.19
Casa従業員持株会	97,717	0.97

(注) 当社は、自己株式を1,294,824株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
(2024年1月31日現在)

		第1回新株予約権
発行決議日		2013年10月30日
新株予約権の数		2,040個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 408,000株 (新株予約権1個につき200株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 497円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 50,000円 (1株当たり 250円)
権利行使期間		2014年5月1日から 2029年4月30日まで
行使の条件		(注) 1
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 2,040個 目的となる株式数 408,000株 保有者数 1名

(注) 1. 権利行使の詳細な条件については、当社と当該当事者で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。

2. 2017年9月12日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を、また、2018年8月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されています。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況 (2024年1月31日現在)

	第4回新株予約権 (有償ストックオプション)	第5回新株予約権 (有償ストックオプション)
発行決議日	2019年12月18日	2020年7月22日
新株予約権の数	5,450個	6,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 545,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 600,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 100円	新株予約権1個当たり 100円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 140,700円 (1株当たり 1,407円)	新株予約権1個当たり 105,500円 (1株当たり 1,055円)
権利行使期間	2020年1月8日から 2030年1月7日まで	2020年8月11日から 2030年8月10日まで
行使の条件	(注) 1	(注) 1
割当先 (注) 2	当社取締役(社外役員除く) 2名 当社使用人 3名	当社取締役(社外役員除く) 2名 当社使用人 1名

(注) 1. 権利行使の詳細な条件については、当社と当該当事者で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。

2. 割当先の区分及び人数は、付与時の区分及び人数であります。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2024年1月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	宮地正剛	
取締役	松本豊	営業本部長兼首都圏営業部長
取締役	鹿島一郎	顧客管理本部長
取締役	打込愛一郎	
取締役	嶋田一弘	
常勤監査役	海老澤嘉	
監査役	宮崎良一	ブリッジコンサルティンググループ株式会社 代表取締役
監査役	廣田聡	HCA法律事務所 代表弁護士

(注) 1. 取締役打込愛一郎及び取締役嶋田一弘の両氏は、社外取締役であります。

2. 監査役宮崎良一及び監査役廣田聡の両氏は、社外監査役であります。

3. 監査役宮崎良一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、当社と各社外取締役及び各社外監査役の間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の行為に関して法令が規定する額を限度として損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款で定めております。当社は、当該定款の規定に基づき、各社外取締役及び各社外監査役と責任限定契約を締結しております。

③ 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づく義務違反、委託信頼関係に違背する行為、任務懈怠行為等を理由として損害賠償請求を受けた場合の、損害賠償金額、和解金、訴訟費用等の損害を、当該保険契約により補填することとしております。保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の被保険者には、当社の取締役及び監査役、並びに当社子会社である株式会社COMPASS及び株式会社Gold Key Co.,Ltdの取締役を含んでおります。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	譲渡制限付株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	133,305 (14,400)	128,817 (14,400)	4,488 (-)	5 (2)
監査役 (うち社外監査役)	16,800 (7,200)	16,800 (7,200)	- (-)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	150,105 (21,600)	145,617 (21,600)	4,488 (-)	8 (4)

(注) 1. 2013年12月18日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬額を年額200,000千円以内、監査役の報酬額を年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会決議に係る対象取締役の員数は3名、対象監査役の員数は2名です。また、別枠で2018年4月25日開催の第5回定時株主総会において、譲渡制限付株式に関する報酬として年額100,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会決議に係る対象取締役の員数は3名です。

2. 上記の譲渡制限付株式報酬の額は、譲渡制限付株式の付与のための報酬に係る当事業年度の費用計上額であります。
3. 当事業年度においては、取締役会は、指名・報酬委員会規程に基づき、指名・報酬委員会に対し、各取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任しております。委任した理由は、取締役会の諮問機関であり、委員の過半数及び委員長を独立社外取締役が務める指名・報酬委員会へ委任することにより、報酬に関する審議プロセスの客観性を高めるためです。指名・報酬委員会の委員長は社外取締役打込愛一郎氏であり、委員は社外取締役嶋田一弘及び代表取締役宮地正剛の両氏であります。

ロ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

当社は、2022年3月23日付取締役会の決議において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は以下のとおりであります。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の中長期的な成長および企業価値の持続的な向上を目指すためのインセンティブとして機能するように、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、非金銭報酬により構成し、監査機能を担う社外取締役については、その職務を鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬として、各取締役の職務の内容、職位及び実績・成果等を総合的に勘案して決定するものとする。原則として年俸制とし、12等分した額を毎月支給する。

3. 非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件に関する方針を含む。）

非金銭報酬等は、株価変動のメリットとリスクを株主と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、業務執行取締役に対し、譲渡制限付株式を付与する。

譲渡制限付株式は、取締役会で当社の業績及び各取締役の職責への貢献度等を勘案した上で適切な割当株式数、支給時期、譲渡制限期間を決議する。

4. 基本報酬の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、世間水準、当社の経営内容及び従業員給与等とのバランスを考慮して決定するものとする。

5. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については役員規程および指名・報酬委員会規程に基づき指名・報酬委員会がその具体的内容の決定について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外監査役宮崎良一氏は、ブリッジコンサルティンググループ株式会社の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役廣田聡氏は、HCA法律事務所の代表弁護士であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況並びに期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	打込愛一郎	当事業年度に開催された取締役会24回すべてに出席しました。当初の期待どおり、金融機関で培った財務及び会計に関する幅広い知見、また、企業経営者としての豊富な経験と見識に基づき、当社の経営執行等の適法性について客観的、中立的な立場で有益な発言を適宜行っております。
取締役	嶋田一弘	当事業年度に開催された取締役会24回すべてに出席しました。当初の期待どおり、金融機関で培った財務及び債権管理に関する幅広い知見、また、企業経営者としての豊富な経験と見識に基づき、当社の経営執行等の適法性について客観的、中立的な立場で有益な発言を適宜行っております。
監査役	宮崎良一	当事業年度に開催された取締役会24回のうち22回に出席し、公認会計士の観点から、当社の経営執行等につき、特に財務・会計部門を中心に有益な発言を適宜行っております。 また、当事業年度に開催された監査役会12回すべてに出席し、監査結果についての意見交換及び監査に関する重要事項の協議・提言等を行っております。
監査役	廣田聡	当事業年度に開催された取締役会24回すべてに出席し、法律家としての豊富な経験と知見に基づき、当社の経営執行等の適法性につき有益な発言を適宜行っております。 また、当事業年度に開催された監査役会12回すべてに出席し、監査結果についての意見交換及び監査に関する重要事項の協議・提言等を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 あかり監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の適格性、独立性及び品質管理等を総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社とあかり監査法人とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額であります。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

業務の適正を確保するための体制の概要は以下のとおりです。

- ① 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 取締役会の監督機能と監査役の監査機能により、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。
 - ・ 取締役会の監督機能を強化するために社外取締役を選任する。
 - ・ 取締役は相互に職務の執行を監督し、他の取締役の法令違反行為を発見した場合は直ちに監査役及び取締役会に報告する。
 - ・ コンプライアンス体制の維持・向上を図るため、「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」を開催し、取締役及び使用人の法令等及び社会規範遵守に対する意識の定着と運用の徹底を図る。
 - ・ 取締役会の諮問機関として、委員長及び委員の過半数を社外取締役とする「指名・報酬委員会」を設置し、取締役の指名及び報酬の決定等に係る公正性・透明性・客観性を高める。
 - ・ 業務執行部門から独立し、社長が直轄する内部監査担当の内部監査室を設置し、定期的に業務監査を行う。
 - ・ 法令違反又はコンプライアンスに関する懸念事項を予防及び発見するため、内部通報制度を『ホットライン規程』に基づき運営する。
 - ・ 子会社の管理の適正化のため「関係会社管理規程」を定め、子会社における重要な意思決定に関しては当社取締役会の承認を要するものとする。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 株主総会、取締役会及び経営会議の議事録は、法令及び『文書管理規程』に従い適切に保存、管理する。
 - ・ 取締役の職務の執行に係る情報は、取締役又は監査役等から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。
- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ リスク管理体制を整備、構築するため『リスクマネジメント基本規程』を定め当社グループのリスクを適切に評価するとともに、リスクをコントロールする継続的活動を推進する。
 - ・ 経営に重大な影響を与える不測の事態に備え、事業継続計画を整備する。特に、基幹システムについては、大規模災害又は障害が発生した際に情報システムの継続的運用を確保するための体制を整える。

- ・不測の事態が発生した場合には、緊急対策協議会を招集、迅速な対応を行い、損失・被害を最小限にとどめ早期の正常化を図る体制を整える。
- ④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・『取締役会規程』に基づき、取締役会を原則月1回定期的に開催するほか適宜開催し、適正で効率的な意思決定を行う。
 - ・『経営会議規程』に基づき、取締役、執行役員、部長及び次長をもって構成される経営会議を設け、取締役会の委嘱を受けた事項、子会社に関する重要な事項、その他経営に関する重要な事項を協議する。
 - ・取締役会の迅速な意思決定と職務執行が可能となることを目指し、執行役員制度を設ける。
- ⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ・「関係会社管理規程」に基づき、子会社に関する管理業務を統括すべき主管部署を経営管理部と定め、子会社は営業上及び業務上の重要事項については適時、また財務状況に関しては毎月、経営管理部を通じて当社へ報告する。
- ⑥ その他当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ・「関係会社管理規程」に基づき、子会社に対し、その業績向上を図るべく経営管理部を通じて指示を行う。
 - ・関係会社と当社の取引条件を明確化し、利害が相反する事項については取締役会の承認を要するものとする。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めてきたときは、これを置くこととし、その人事については事前に取締役と監査役が意見交換を行い、決定する。
 - ・監査役の職務を補助すべき使用人を置く場合、当該使用人への指揮命令権は、監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。
 - ・監査役の職務を補助すべき使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事する。

- ⑧ 当社グループの取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制並びに当社の監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 当社グループの取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項等を発見した場合は、直ちに当社の監査役に報告する。
 - ・ 内部監査、内部通報及びコンプライアンス・リスクマネジメント委員会の内容は、各事務局又は担当者より、速やかに当社の監査役に報告する。
 - ・ 当社グループの取締役及び使用人は、当社の監査役の求めに応じ、業務執行状況等について速やかに報告する。
 - ・ 当社の監査役は、取締役会及び経営会議等の業務執行の重要な会議へ出席し、意見を述べるとともに、当社グループにおける重要事項や損害を及ぼす恐れのある事実等について、報告を受ける。
 - ・ 当社グループは、内部通報制度を通じた通報を含め、当社の監査役に報告したものに対し、当該通報・報告をしたことを理由として、解雇その他の不利な取扱いを行わないこととし、これを当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。
- ⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 当社は、監査役から、その職務の執行について生ずる費用等の請求があった場合には、当該費用等が監査役職務の執行に必要なものと認められた場合を除き、速やかにこれに応じる。
- ⑩ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役は監査が実効的に行われることを確保するため、監査役会において他の監査役と意見交換を行うとともに、代表取締役、取締役その他経営の重要な執行を担う者、コンプライアンス担当者及び会計監査人との意見交換を定期的に行う。また、その機会を確保できるように代表取締役はその体制の整備を行う。
 - ・ 監査役は、会計監査人及び内部監査担当と意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら、必要に応じて調査及び報告を求めることができる。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制
- 当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、毅然とした態度で臨み、不当・不法な要求には応じず、一切の関係を遮断する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社の取締役会は、取締役5名（うち、社外取締役2名）で構成されており、その取締役会には取締役及び監査役が出席して、各業務執行取締役から業務執行状況の報告が行われるとともに、重要事項の審議・決議を行っております。議場において社外取締役は、独立した立場から決議に加わるとともに、経営の監視・監督を行っており、各監査役についても同様に経営の監査を行っております。

また、常勤監査役は取締役会のほか、経営会議等の社内重要会議に出席するとともに、取締役から業務執行の状況について直接聴取を行い、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しており、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

4. 会社の支配に関する基本方針

当社におきましては、現在、会社の財務及び事業方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は定めておりません。

しかしながら、当社の企業価値並びに株主共同の利益を毀損する当社株式の大量取得を目的とした者が出現した場合の対応方針につきましては、いわゆる買収防衛策の導入の是非、必要性も含め今後、継続的に検討してまいります。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保とのバランスを考慮しつつ、安定した配当政策を実施することを基本方針としております。今後も中長期的な視点に立って、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより、持続的な成長と株主価値の増大に努めてまいります。

これらの方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき30円00銭とさせていただきます。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年1月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,645,031	流動負債	7,370,039
現金及び預金	3,705,890	買掛金	55,612
売掛金	1,519,521	1年内返済予定の長期借入金	21,140
契約資産	1,436	リース債務	762
求償債権	4,528,423	未払法人税等	412,790
未収入金	863,457	前受金	5,166,808
その他	194,750	預り金	1,075,079
貸倒引当金	△3,168,449	賞与引当金	98,250
固定資産	7,131,855	債務保証損失引当金	153,141
有形固定資産	39,652	その他	386,455
建物及び構築物	21,433	固定負債	171,638
リース資産	693	長期借入金	171,368
その他	17,525	リース債務	270
無形固定資産	4,090,339	負債合計	7,541,677
のれん	2,917,123	(純資産の部)	
ソフトウェア	116,333	株主資本	7,222,494
ソフトウェア仮勘定	1,053,230	資本金	1,602,887
その他	3,652	資本剰余金	1,602,887
投資その他の資産	3,001,864	利益剰余金	5,455,994
投資有価証券	169,954	自己株式	△1,439,275
繰延税金資産	2,618,285	その他の包括利益累計額	10,413
その他	215,177	その他有価証券評価差額金	10,413
貸倒引当金	△1,552	新株予約権	2,302
資産合計	14,776,887	純資産合計	7,235,209
		負債純資産合計	14,776,887

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集
ご通知

株主
総会
参考
書類

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

監査
報告

連結損益計算書 (2023年2月1日から2024年1月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		11,224,085
売上原価		5,086,429
売上総利益		6,137,655
販売費及び一般管理費		5,350,898
営業利益		786,757
営業外収益		
受取利息	33	
受取配当金	4,889	
償却債権取立益	158,572	
補助金収入	2,432	
その他	17,801	183,729
営業外費用		
支払利息	1,849	
支払手数料	2,767	4,616
経常利益		965,869
特別利益		
投資有価証券売却益	32,514	32,514
特別損失		
段階取得に係る差損	18,000	18,000
税金等調整前当期純利益		980,384
法人税、住民税及び事業税	645,387	
法人税等調整額	△270,158	375,229
当期純利益		605,155
親会社株主に帰属する当期純利益		605,155

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2023年2月1日から2024年1月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,595,188	1,595,188	5,151,000	△1,439,203	6,902,173
当連結会計年度変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	7,699	7,699			15,399
剰余金の配当			△300,160		△300,160
親会社株主に帰属する当期純利益			605,155		605,155
自己株式の取得				△72	△72
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	7,699	7,699	304,994	△72	320,321
当連結会計年度末残高	1,602,887	1,602,887	5,455,994	△1,439,275	7,222,494

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当連結会計年度期首残高	△62,385	△62,385	2,324	6,842,111
当連結会計年度変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）				15,399
剰余金の配当				△300,160
親会社株主に帰属する当期純利益				605,155
自己株式の取得				△72
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額（純額）	72,798	72,798	△22	72,776
当連結会計年度変動額合計	72,798	72,798	△22	393,097
当連結会計年度末残高	10,413	10,413	2,302	7,235,209

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2024年1月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,609,395	流動負債	7,293,619
現金及び預金	3,679,753	1年内返済予定の長期借入金	12,000
売掛金	1,513,476	リース債務	762
前渡金	64,925	未払金	352,620
求償債権	4,528,423	未払費用	25,954
前払費用	101,825	未払法人税等	412,412
未収入金	868,295	前受金	5,163,103
その他	21,144	預り金	1,073,300
貸倒引当金	△3,168,449	賞与引当金	97,677
固定資産	7,068,251	債務保証損失引当金	153,141
有形固定資産	38,929	その他	2,646
建物附属設備	21,433	固定負債	21,000
工具、器具及び備品	16,802	長期借入金	21,000
リース資産	693		
無形固定資産	3,701,650	負債合計	7,314,619
のれん	2,531,709	(純資産の部)	
商標権	3,652	株主資本	7,350,312
ソフトウェア	116,333	資本金	1,602,887
ソフトウェア仮勘定	1,049,954	資本剰余金	1,602,887
投資その他の資産	3,327,671	資本準備金	1,602,887
投資有価証券	169,954	利益剰余金	5,583,812
関係会社株式	303,100	その他利益剰余金	5,583,812
関係会社長期貸付金	36,000	繰越利益剰余金	5,583,812
長期前払費用	5,724	自己株式	△1,439,275
繰延税金資産	2,618,285	評価・換算差額等	10,413
その他	194,608	その他有価証券評価差額金	10,413
資産合計	14,677,646	新株予約権	2,302
		純資産合計	7,363,027
		負債純資産合計	14,677,646

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2023年2月1日から2024年1月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		11,163,583
売上原価		5,088,633
売上総利益		6,074,950
販売費及び一般管理費		5,273,315
営業利益		801,635
営業外収益		
受取利息	237	
受取配当金	4,889	
受取出向料	57,085	
償却債権取立益	158,572	
補助金収入	2,432	
その他	19,498	242,716
営業外費用		
支払利息	325	
支払手数料	2,499	2,825
経常利益		1,041,526
特別利益		
投資有価証券売却益	32,514	32,514
税引前当期純利益		1,074,040
法人税、住民税及び事業税	645,010	
法人税等調整額	△270,158	374,851
当期純利益		699,188

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2023年2月1日から2024年1月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	1,595,188	1,595,188	1,595,188	5,184,784	5,184,784	△1,439,203	6,935,957
当期変動額							
新株の発行 (新株予約権の行使)	7,699	7,699	7,699				15,399
剰余金の配当				△300,160	△300,160		△300,160
当期純利益				699,188	699,188		699,188
自己株式の取得						△72	△72
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	7,699	7,699	7,699	399,028	399,028	△72	414,354
当期末残高	1,602,887	1,602,887	1,602,887	5,583,812	5,583,812	△1,439,275	7,350,312

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△62,385	△62,385	2,324	6,875,895
当期変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)				15,399
剰余金の配当				△300,160
当期純利益				699,188
自己株式の取得				△72
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	72,798	72,798	△22	72,776
当期変動額合計	72,798	79,798	△22	487,131
当期末残高	10,413	10,413	2,302	7,363,027

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年3月18日

株式会社Casa
取締役会 御中

あかり監査法人
東京事務所

指定社員 公認会計士 中田 啓
業務執行社員
指定社員 公認会計士 進藤 雄士
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社Casaの2023年2月1日から2024年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Casa及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を適正に開示し、開示の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事実又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事実や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

招集
通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年3月18日

株式会社Casa
取締役会 御中

あかり監査法人
東京事務所

指定社員 公認会計士 中田 啓
業務執行社員
指定社員 公認会計士 進藤 雄士
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Casaの2023年2月1日から2024年1月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準を求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年2月1日から2024年1月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図りました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人あかり監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人あかり監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年3月19日

株式会社Casa 監査役会

常勤監査役	海老澤	嘉	Ⓔ
社外監査役	宮崎	良一	Ⓔ
社外監査役	廣田	聡	Ⓔ

以上

株主総会会場ご案内図

会場

東京都新宿区西新宿 8丁目 17番 1号 住友不動産新宿グランドタワー 5階
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター

交通

東京メトロ 丸ノ内線「西新宿駅」1番出口より徒歩3分
都営地下鉄 大江戸線「都庁前駅」A5出口より徒歩8分
JR線・大江戸線・丸ノ内線等「新宿駅」西口より徒歩13分

駐車場の用意はございませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

